

京都市東京事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第116号

京都市東京事務所規則の一部を改正する規則

京都市東京事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3人」を「4人」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(総合企画局総合政策室)